

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレートガバナンスの取り組みへの強化・充実を図ることが、企業の健全な成長と発展に欠かすことのできない経営上の最重要事項と位置づけており、経営の透明性・公平性・迅速な意思決定の維持・向上に努めることを基本方針としております。また、経営上の組織体制や仕組みを整備して経営監視機能や内部統制システムの充実を図り、コンプライアンスや投資家への適時適切な情報開示に努めることに取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

下記の11項目については、今後さらなる検証・検討と対応が必要であると考えています。

【補充原則1－2－4 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社は、外国人の株主構成が低い為、招集通知の英訳及び議決権行使プラットフォームの利用は行っておりませんが、外国人株主比率が20%を超える傾向が続ければ、検討してまいります。

【原則3－1－1 経営理念・経営戦略・経営計画】

当社の経営理念や経営トップの考え方及び経営戦略は、当社ホームページに開示しております。

http://www.jeugia.co.jp/ir/report/profile_01.html

但し、中期的な業績予測を公表することは、必ずしも株主・ステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、公表は行っておりません。

【補充原則3－1－2 英語での情報開示・提供】

当社は、英語での情報開示は外国人の株主構成が低い為、行っておりませんが、外国人株主比率が20%を超える傾向が続けば、検討してまいります。

【原則3－1－5 経営陣幹部の個々の選任・指名理由】

当社は、社外取締役個々の指名理由について、本報告書の「2. 1. 【取締役関係】」に記載しております。

なお、今後は役員候補者全員について、指名理由を開示するか否かの検討をしてまいります。

【補充原則4－1－2 中期経営計画に対するコミットメント】

当社では、中期経営計画の策定は行っておりますが、中期的な業績予測を公表することは、必ずしも株主・ステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする公表は行っておりません。一方、単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主・ステークホルダーに対し公表しております。

【補充原則4－1－3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社の取締役会において現在、最高経営責任者等の具体的な後継者計画の策定は行っておりませんが、各取締役は、取締役会から与えられた経営課題への取組みを通じて経営能力を養成しております。今後、後継者計画についての監督を行う体制については、検討してまいります。

【補充原則4－2－1 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】

取締役の報酬については、業績と連動する報酬やストックオプション等の自社株報酬は採用しておりませんが、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬の要素を重視した体系の検討を行ってまいります。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外役員候補者の選定にあたっては、中立的な立場から客観的な助言をいただけるか否か、優れた人格及び専門的な知識・経験を重視するとともに、会社法や東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしています。

【補充原則4－10－1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社では、現在、独立社外取締役2名を選任しており、報酬の決定については株主総会で決議された報酬総額の枠内において、取締役会で適切に決定されていることから、任意の諮問委員会等は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【補充原則4－11－3 取締役会の実効性の分析・評価の概要】

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む6名で構成されており、取締役間の十分な意思疎通と相互牽制、迅速な機動性のある体制となっております。定例及び臨時取締役会を月1回以上開催し、常勤監査等委員1名、社外監査等委員2名も常時出席して、重要事項の決定並びに業務執行の監督を行っており、全社経営機能を担っております。

今後は、取締役会の実効性向上のための課題を洗い出し、定期的な分析・評価を行うことを検討してまいります。

【原則5－2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、今後の経営戦略や重要な経営計画の基幹決定を行った際、速やかに当社ホームページにて公表を行っております。但し、中期的な業績予測を公表することは、必ずしも株主・ステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、公表は行っておりません。一方、単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主・ステークホルダーに対し公表を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4 政策保有に関する方針】

当社では、業務提携、取引関係の維持・強化の政策保有目的で株式を保有しております。株式の買増しや売却の要否は、当社の企業価値の向上・企業の成長に寄与するかどうかの観点で決定しております。議決権の行使については、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、又は当社の株式保有の意義が損なわれないかを判断基準として議決権の行使を行います。

【原則1－7 役員・主要株主等の関連当事者間の取引】

当社と取締役の競業取引、利益相反取引については、法令に基づき取締役会の承認・報告事項としております。取引を行う場合には、当社や株主共同の利益を害することのないよう、適切な処置をとることとしております。

なお、関連当事者間取引については、第三者との取引水準と乖離することがないように留意しております。

【原則3－1－2 コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針】

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は、本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載し、当社ホームページにも開示しております。

<http://www.jeugia.co.jp/ir/irinfo/governance.html>

【原則3－1－3 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

取締役等の報酬は、年額報酬と賞与で構成され、報酬の総額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で決定しています。各個人への配分は経営内容、役員報酬の世間相場、社員給与の最高額及び責任の度合いを勘案して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については、代表取締役が起案し、取締役会で決定しております。監査等委員である取締役の報酬額については、監査等委員会の協議により決定しております。

【原則3－1－4 取締役等の選任・指名を行うに当たっての方針と手続】

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名に関しては、性別、年齢の区別なく、それぞれの人格・識見・能力・資質等を十分考慮の上、代表取締役が候補者を選定し、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役候補者の指名に関しては、代表取締役が候補者を選定し、株主総会への選任議案提出に関する監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において決定しております。監査等委員のうち1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者としています。

【補充原則4－1－1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、取締役会規則により、法令及び定款に定められた事項、経営上の重要事項等を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務執行を監督することをその役割としています。営業統括会議は代表取締役が議長となり、業務執行を行う取締役及び執行役員で構成され、取締役会で決定された方針の具体化やグループにおける複数の事業にまたがる課題の対策を協議し、現場の具体的な課題・問題に迅速に対応できる仕組みとなっています。執行役員は、各事業部門の統括責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、担当部門における業務執行の実施責任を負っています。

【原則4－8 独立社外取締役の活用】

当社は、社外取締役3名「取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名、監査等委員である取締役2名」の社外役員を選任しておりますが、そのうち監査等委員である取締役2名を独立社外取締役として東京証券取引所に届け出しております。

【補充原則4－11－1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する方針】

経営の意思決定機能と、取締役による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことで、経営効率の向上的かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。活発な議論ができる最大限の人数として、定款に10名以内と定め、現時点で6名(うち代表取締役1名、社外取締役3名)の構成となっており、取締役間の充分な意思疎通と相互牽制、迅速な意思決定の可能な機動性のある体制となっております。

取締役には、その役割を果たすため、経理、財務、人事、総務、IRなどの重要業務や経営に必要な知識・経験・能力を有する者、非業務執行の立場から幅広く客観的な監督と助言ができる者、また、監査等委員である取締役には、法的素養を持つ者、財務会計の素養を持つ者に加え、女性の選任も行っております。

【補充原則4－11－2 社外役員の兼任状況】

社外取締役に関する情報は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書で開示しております。業務執行取締役全員及び監査等委員である取締役全員は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役及び監査等委員の業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4－14－2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、新任取締役に対しては、法令上の権限及び義務等に関する研修を行っており、必要に応じて外部機関の研修も活用しております。また、社外取締役を新たに迎える際に、当社が属する業界、当社の歴史・事業概要等について研修を行っております。

取締役には、適宜開催されるセミナー等への参加機会を提供し、その費用は会社負担しております。

【原則5－1 株主との建設的な対話促進のための体制整備】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の為に、株主との間で建設的な対話をを行うことを基本方針としております。

株主との対話は、代表取締役及び経営幹部が対応するとともに、経営管理部がグループ全体からの情報を統括するなど、補助する体制を整えております。

なお、対話に際しては、内部情報管理規定を基に、全ての株主に対して公正かつ平等に情報発信を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヤマハミュージックジャパン	2,639,600	31.91
株式会社みずほ銀行	406,250	4.91
株式会社京都銀行	400,900	4.85
株式会社滋賀銀行	398,500	4.82
JEUGIA取引先持株会	325,000	3.93
松浦良一	300,000	3.63
有限会社田中商店	260,066	3.14

JEUGIA従業員持株会	228,131	2.76
日本生命保険相互会社	224,200	2.71
大和無線電器株式会社	166,000	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
小野博識	他の会社の出身者					○	○					○	
中川正茂	公認会計士											○	
小林千春	弁護士											○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野博識			当社と小野博識氏は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。	株式会社ヤマハミュージックジャパンのソフト事業推進部長として、楽器、音楽教室業界においてその実績・見識は高く評価されているところであることから、当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督等に充分な役割を果たしていくものと考えております。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等、当社の経営に活かし、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与することが期待できるため、社外取締役に選任しております。 なお、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。また、同社はヤマハ株式会社の100%子会社で当社の大株主であり、その所有株式数は有価証券報告書提出日現在で2,639千株、発行済株式総数に対する所有株

				式数の割合は31.91%であります。
中川正茂	○	○	当社と中川正茂氏は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。	公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通しており、幅広い見識と経験を有することから、当社経営に対し中立的・公正な意見を期待できること、その他、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別の契約はなく、身分的、経済的独立性が確保され一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
小林千春	○	○	当社と小林千春氏は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。	弁護士として企業経営の健全性やコンプライアンスに關して、専門的な知識と経験を有することから、当社経営に対し中立的・公正な意見を期待できること、その他、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別の契約はなく、身分的、経済的独立性が確保され一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要と認めた場合は、その必要に応じて、当社の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室、会計監査人はそれぞれの相互連携を図るために、定期的な情報交換の場を設け、方針に対する遂行状況の確認が出来る体制を進めるとともに、内部統制部門の責任者からの各種報告を受け、監査効率の向上に努めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立性に関する具体的な基準または方針は設けていませんが、社外取締役を選任するにあたっては、中立的な立場から客観的な助言を預けるか否か、優れた人格及び専門的な知識・経験を重視しています。選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしています。

なお、社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、取締役会、監査等委員会及び内部統制部門等において適宜報告及び意見交換がなされております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社においては、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度についての検討を行ってまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告(招集通知)に取締役及び社外監査役の総額を開示しております。

取締役及び監査役の報酬等の額(平成28年3月期)

取締役 5名 55,420千円

監査役 3名 12,880千円(うち、社外監査役2名5,140千円)

(注)1. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額6,920千円(取締役2名に対し5,800千円、監査役3名に対し1,120千円
(うち社外監査役2名に対し400千円))

2. 取締役の支給人數には、当事業年度中に退任した取締役2名が含まれ、また、社外取締役については、報酬を支払っておりませんので、支給人數と相違しております。

3. 上記のほか、平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会決議に基づき、同日をもって退任した取締役2名及び平成27年3月31

日

をもって辞任した取締役1名に対し退職慰労金(81,240千円)を支給しております。

4. 当社では、平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年6月29日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の総額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会で定め、各個人への配分は経営内容、役員報酬の世間相場、社員給与の最高額及び責任の度合いを勘案し、代表取締役社長が起案し、取締役会の協議により決定しております。また、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会及び重要な経営会議の開催前に、当日の議案、重要な案件について必要な情報や事前説明を電子メール等にて担当取締役及び常勤監査等委員より行っており、予め十分な検討ができるようにしております。また、重要な事項が発生した場合はその都度報告、連絡を行って、意見の聴取、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

要請

(取締役・取締役会)

経営の意思決定機能と、取締役による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことで、経営効率の向上との確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっています。

取締役は有価証券報告書提出日現在で、監査等委員である取締役3名を含む取締役6名(うち代表取締役1名、社外取締役3名)の構成となっており、取締役間の充分な意思疎通と相互牽制、迅速な意思決定の可能な機動性のある体制となっております。定例及び臨時取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定並びに業務執行の監督を行っており全社経営機能を担っております。

(監査等委員・監査等委員会)

監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外の監査等委員である取締役2名)で構成し、2名は独立性を保ち中立的である当社と利害関係のない独立役員を任用しており、定期的に監査等委員会を開催するほか、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、取締役会等の重要会議に出席し、客観的な立場から取締役の業務執行を厳正に監査しております。また、監査等委員の監査が実行的に行われることを確保するための体制として、監査等委員会による各業務担当取締役及び重要な使用人からの個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、内部監査室、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行っております。

(内部監査室)

代表取締役社長の直轄機関として内部監査室(6名)を設置し、年度内部監査計画に基づき、経営活動全般にわたる管理・運営の制度や業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく情報の提供並びに改善・助言等を行っており、リスクの軽減化・業務運営の適切性の確保に努めています。同時に監査等委員会や会計監査人との連絡・調整を密に行うことにより監査効率の向上に努めています。

(営業統括会議)

取締役及び執行役員を構成員とする会議を月1回以上開催し、重要案件の実務的な検証と業務執行の迅速性を図っております。

(会計監査人)

会計監査人として京都監査法人を選任し、会計処理及び決算内容について会計監査を受け、適正な会計処理及び透明な経営の確保に努めています。また、監査等委員会、内部監査室との連絡・調整を密に行うことにより監査の実効性確保に努めています。

当社の当事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、柴田篤氏、高井晶治氏であり、京都監査法人に所属しています。なお、両名とも継続監査年数は7年を超えておりません。監査業務に係る補助者の構成につきましては、公認会計士3名、その他の補助者6名からなっております。

(個人情報安全管理委員会)

当社において保有する個人情報の保護に関する基本方針及び管理体制・運用についてのルールを定め、適法性の確保及び情報漏洩等の事故防止を図ると共に、関連する教育研修等の計画、推進にあたるため個人情報安全管理委員会を設けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実を、健全な成長と発展に欠かすことのできない経営上の重要な事項であると認識しており、経営の透明性・公正性・迅速な意思決定の維持・向上に努めることを基本方針としております。また、投資家への情報開示の重要性も認識し、適時適切な情報開示に努めることに積極的に取り組んでおります。

当社は、取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、平成28年6月29日開催の第65回定期株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

取締役会、会計監査人及び内部監査室の他、取締役社長の下に取締役及び幹部社員を構成員とする経営会議を月1回以上開催し、重要案件の実務的な検証と業務執行の迅速性を図っております。また、迅速な業務執行体制を図るため、執行役員制度を導入しております。内部監査室で定期的に実施される内部監査、当社の会計監査人である京都監査法人の会計監査結果についても監査等委員会と情報の共有を図り、効果的な監査を実施しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送及び東京証券取引所並びに当社ホームページでの早期開示に努めています。
その他	当社ウェブサイトに招集通知を掲載し、議決権行使の円滑化に努めています。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算情報以外の適時開示資料、招集通知(Web開示を含む)
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部で担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念において、音楽関連事業を主体に地域に密着した事業を展開し、取扱う商品やサービスを通じて人々に「生きがいや潤い、ゆとり」を提供することにより、お客様、株主様、お取引様、従業員及び地域社会に信頼される会社を目指すことを経営理念としております。また、「コンプライアンス10ヶ条」を設定して具体的な行動規範を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	個人情報安全管理委員会を設置し、個人情報保護マニュアルの作成、教育研修の実施、コンプライアンス活動の推進を行っております。また、環境問題への取組みとして、ゴミの減量、クーリビズの導入等を行っております。
その他	(女性の活躍の方針・取組に関して) 当社では、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立支援を進めるとともに、採用、配置、昇進など性別による区別なく、実力や成果に応じた評価を行っています。 なお、本報告書提出日現在で、従業員数に占める女性の比率は、60.7%、管理職に占める女性の割合は25.0%であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、小規模組織で個々の役職員まで把握できる状況にあり、代表取締役自らが企業理念の精神を役職員に伝えることにより、法令及び定款に遵守した行動がとられる経営体制の確立に努めています。また、風通しの良い社風の維持に心掛け、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、もしくは行われようとしていることに気がついた時は、迅速に報告・連絡が行われる仕組みを構築しております。加えて、その徹底を図るため、経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に研修等を通じて役職員教育を行います。内部監査部門は、経営管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査いたします。また、公益通報者保護規程を設け、通報者に対しては、不利な取扱いがなされないことを確保し、法令上疑義のある行為等については、社外の弁護士と適時協議して指導を受けることとしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、「文書管理規程」「取締役会規則」及び「稟議規程」に従い、取締役会議事録や稟議書類を適切に保存・管理しております。

上記文書については、取締役又は監査等委員から閲覧の要請があった場合には、「文書取扱規程」に基づき、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、事業運営等のリスク、情報セキュリティ及び個人情報の管理等については、各々の担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理部が行うものとしております。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監査等を行っております。加えて、取締役会における迅速かつ的確な意思決定に寄与することを目的とした営業統括会議を必要に応じて開催しております。業務運営については、経営計画及び年度予算を立案して目標を設定するとともに、各々担当部署において、その目標達成に向けて効率的な達成の方法を定め、各部門の具体策を立案・実行しております。また、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューして改善を促すことを行っております。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社における業務の適正を確保するために、統轄責任者として担当取締役を任命しています。子会社を管掌する取締役は、当社及び当社子会社間での業務の適正確保に関する協議、情報の共用化、指示・命令等の伝達を行い、必要に応じて改善策の指導、実施の支援・助言を行うものとしております。子会社を管掌する取締役は、子会社各部門の業務の適正を確保する制度の確立と運用の権限と責任を有しています。子会社を管掌する取締役は、子会社に対し、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告を求め、それがあ率的に行われること、法令及び定款に適合することを確保するとともに、損失の危険を監視して業務の適正管理に努めます。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が必要と認めた場合は、その必要に応じて、当社の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮命令を受けないものとしております。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の業務執行に係る人事評価、異動、選任については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要としています。

また、監査等委員より必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、直接監査等委員の指揮命令に従います。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人、当社の子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役会と監査等委員会との協議により決定する方法をとっています。

監査等委員は、取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に意見交換を行います。また、業務遂行の状況及び会計監査の状況や内部監査の状況等、内部統制に関する活動状況の報告を受けます。

9. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制として、公益通報者保護規程等、社内規程を設けております。

10. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)

について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務を遂行する上で発生する費用(弁護士や外部専門家等任用する場合の費用を含む)の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会(ほか重要な経営会議に出席し)、取締役の職務執行に対して監査を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧して、必要に応じて取締役にその説明を求めるとしております。また、内部監査部門に対しては、必要に応じて調査・報告を求め、会計監査人からは、監査内容について説明を受けるなど、効率的、効果的な監査を行うため、連携を図っております。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程、服務規程、及び業務マニュアル等の整備に取り組み、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図っております。

内部監査部門は、業務の遂行状況、内部牽制、日常的なモニタリング等の監査を実施して内部統制の有効性の評価を行い、是正が必要な場合は改善の提言を行う等、財務報告の適正性の確保に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

13. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

(基本的な考え方)

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応することが必要であると考えております。

(体制)

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、全従業員への周知を図り、法令遵守、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との絶縁、不当要求排除の徹底を図っています。

また、対応統括部署として経営管理部が全社への指導、情報の収集などを行い、必要に応じて警察、弁護士など社外の専門機関と連携して対応する体制としています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

株主価値のさらなる向上を通じて株主の皆様の付託にお応えし、市場からの適正な評価をいただくことが、買収防衛策の最良の対策と考えております。今後とも経営効率の向上に努めてまいります。また、当社は、安定株主が過半数以上を占めるため、現時点では買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

(情報開示に係る基本方針)

当社は、株主、投資者との信頼関係を構築、維持するために、投資判断に影響を及ぼす重要な事実や決算情報等について、迅速、正確かつ公正な情報開示を実施することが重要な責務と考えております。

(情報開示の責任者及び担当部署)

当社では、情報取扱責任者を経営管理担当取締役とし、情報開示担当部署を経営管理部としています。

(適時開示に係る社内体制)

当社では、各部署における決定事項や発生事実について、経営管理部が必要情報の収集を行うとともに、総務担当、経理担当、当該案件担当の各取締役と協議の上、情報の重要性及び適時開示の要否を検討し、代表取締役社長を経由して、情報取扱責任者に報告を行ない、情報取扱責任者が最終的な確認を行なったのち、その要否に応じて適時開示の指示を行う社内体制を整えています。

適時開示規則で開示が必要とされる重要な決定事項や発生事実については、取締役会の決済または代表取締役社長への報告ののち、情報取扱責任者の指示により経営管理部の各担当が遅滞なく開示手続を行います。また、決算に関する情報については、取締役会の承認を受けたのち、情報取扱責任者の指示により、経営管理部の担当が遅滞なく開示手続を行います。

